

(社)新潟県浄化槽整備協会の沿革

I 設立の目的

この法人は、浄化槽に関する技術の向上及び知識の普及を図り、もって県民の生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

II 浄化槽関係団体統合の経緯

1 統合までの経緯

(1) 浄化槽協会の取組

平成4年11月 運営改善検討委員会を設置
定款の全面見直しと団体統合を含む協会運営の改善策について検討し、平成5年3月審議結果を報告、5月の通常総会で可決承認された。

平成6年3月 県との浄化槽問題懇談会を開催
・・・行政窓口の一本化を図るとともに、業界団体も将来的には統合するにしても、当面は協議会的な組織を結成し、官民一体となって浄化槽問題に取り組む必要性を県に提言。

(2) 新潟県浄化槽団体協議会の設立

全浄連（社団法人全国浄化槽団体連合会）の小型合併処理浄化槽機能保証制度を実施するため、平成5年7月関係三団体によって設立、その後、全県レベルの事業活動を活発に展開し、浄化槽行政の推進に大きな役割を果たしてきた。このように、三団体（清掃協会加入後は四団体）が一つの事業に取り組むことによって、自然に統合の気運が成されるというのが、協議会を結成したもう一つの目的であった。

① 協議会の構成団体

- 社団法人 新潟県環境整備保全協会（協議会会長・事務局、全浄連会員団体）
- 社団法人 新潟県浄化槽協会
- 社団法人 新潟県浄化槽工業会
- 社団法人 新潟県清掃協会（9. 4. 1入会）

② 協議会の主な実施事業

- ・機能保証登録総数 2, 231基（平成10年度末現在）
- ・全浄連のネットワーク事業「法定検査制度の見直し」
- ・合併処理浄化槽の新聞広告
- ・第12回全国浄化槽技術研究集会の協賛（大会事務局：浄化槽協会）

③ 統合検討委員会の設置

平成7年 7月 各団体とも組織内の見直しを行い、基本的なことが合意できれば専門委員を出し、具体的な線を出す。・・・下部の意見を尊重しながら、2年くらいの中に柱を立てたい。（団体長会議で合意）

平成8年 6月 統合検討委員会の設置について合意（団体長会議）

平成9年 4月 第1回 統合検討委員会

（委員長：田代基二、副委員長：佐藤亮三）

平成10年3月 統合に関する団体長会議確認事項の調印

ア 四団体の統合を図る。

イ 各団体は、平成10年度総会終了までに、統合形態について意思決定を行う。

- ・現組織を解散し、新組織を結成する。

- ・団体加入により、新組織を結成する。

ウ 平成10年度中に統合検討委員会の結論を出し、平成11年度総会に諮り統合する。

平成10年10月 第6回 統合検討委員会

当初の計画では、平成10年度中に結論を出すことになっていたが、全国集会と重なったこともあって「新年度に新しい役員で審議、早急に結論を出し、平成12年度から新団体を発足されたい。」とすることで継続審議となる。

2 団体長会議の合意事項（11. 7. 5）

(1) 遅くとも平成12年6月までには、新団体を発足されたい。

(2) 時間的な制約もあり、統合形態は第3の道も選べるよう10. 3. 18付けの「統合に関する団体長会議確認事項」は発展的に解消する。

（第3の道：浄化槽協会の母体を残し、名称・組織・事業等を変える定款変更）

- (3) 統合をスムーズにスピーディーに進めるため、各団体は7～8人の委員を選出する。
- (4) 委員の選出にあたっては、各団体は役員会又は理事会に諮り、委員の発言が団体の意見となるよう権限の委任を取り付ける。
- (5) 統合検討委員会の事務局は、浄化槽協会にお願いする。

- (注) 1 (3) 及び(4) は浄化槽協会の提案によるもの(11. 7. 2理事会承認)
- 2 清掃協会は当初計画により解散(11. 5. 25総会議決)

3 統合委員会の設置

(1) 第1回 統合委員会(11. 8. 3)

① 委員長、副委員長の選任

委員長 伊藤 実(工業会会長)

副委員長 加藤龍輔(浄化槽協会会長)

副委員長 武田芳夫(保全協会副会長)

② 委員会の運営について申し合せ(議長提案)

ア 委員会の名称変更について

これまでの統合検討委員会は、統合に関する問題点を検討することが目的であった。

この委員会は、統合を前提にどうすれば良い新団体が早くつくれるかを審議するもので、この際、名称を変更してはどうか。・・・「統合委員会」に決定。

イ 委員の討議は自由発言とし、採決に当たっては各団体1票として、多数決により決定する。

ウ 提案に反対する場合は、代案又は修正案を出し説明する。

(注) 各団体申し合わせ：委員の旅費は日当を出さない。

(2) 浄化槽協会三役会議(11. 8. 24)

(3) 第2回 統合委員会(11. 8. 31)

(4) 第3回 統合委員会(11. 9. 27)

(5) 浄化槽協会事前打合せ(11. 10. 13)

(6) 第4回 統合委員会(11. 10. 13)

(7) 統合委員会小委員会(11. 11. 11)

(8) 第5回 統合委員会(11. 11. 11)

定款案の確認、名称、会費、今後の日程を決め、全体会としては一応終了とする。

新年度事業計画・予算案、規程の改正・見直し、役員改選等は、小委員会に委ねる。

(9) 第2回 小委員会(12. 2. 2)

(10) 第3回 小委員会(12. 2. 7)

Ⅲ 統合の概要

1 統合の目的

下水道等の普及に伴う浄化槽の激減や景気の低迷による新設浄化槽の大幅な落ち込みは、会員にとって死活問題であり、このままでは協会の存続すら危ぶまれる深刻な状況である。

このように、浄化槽業界を取り巻く環境は極めて厳しい状況にあるが、一方では、合併処理浄化槽の市町村設置型補助制度の発足、単独処理浄化槽の廃止など、新しい浄化槽時代へとその在り方が大きく変わってきた。また、高度処理型浄化槽やスリム型浄化槽の普及によって、会員はより高度な維持管理の知識、技術がもとめられている。

こうした中で、今後、公益法人として与えられた社会的使命を果たしていくためには、行政並びに関係機関等との連携を一層深めるとともに、業界の力を結集して時代のニーズにこたえていかなければならない。

このため、社団法人新潟県浄化槽協会、社団法人新潟県環境整備保全協会、社団法人新潟県工業会、社団法人新潟県清掃協会の四団体が統合し、平成12年度から新団体として発足する。

2 統合の形態

浄化槽協会を母体とした新団体を設立し、他の団体は解散する。

- ・・・浄化槽協会は残し、新団体として必要な定款変更を行う。

3 名 称

社団法人 新潟県浄化槽整備協会

〈保全協会〉 名称の変更がなければ、吸収合併された形と変わりなく、会員の理解が得にくい・・・是非、この案で変更してほしい。

〈浄化槽協会〉 現在の名称に勝てる名案が浮かばない・・・名称の変更にはこだわらない

〈工業会〉 統合の証として名称は変更したい・・・名案が出ないので、皆さんの意見に従う。

4 事 務 所

浄化槽協会の現事務所とする。

5 目的、事業（定款参照）

－変更理由－

合併処理浄化槽の市町村設置型補助制度の創設や単独処理浄化槽の廃止など、新しい浄化槽時代に的確に対応するため、目的を明確にし、事業の充実を図る。

6 会 員

① 定款に、正会員の資格基準を定める。

正会員 新潟県内において浄化槽の設計、施工及び維持管理の事業を営むもの
で、この法人の目的に賛同して、入会したもの

・この資格基準は、今後入会するものから適用する。

資格基準に抵触することとなる現会員については、そのまま会員として認める

・農協と取扱いについては、今後検討する。

・団体については、入会を認めない。

② 各団体の現会員は、退会の意思表示がない限り新団体の会員となる。

③ 特別会員は、顧問や相談役と性格が似ており削除する。

7 会 費

① 入 会 金

・正会員、賛助会員 50,000円（現行 0円）

② 会 費

・正 会 員 20,000円（現行10,000円）

・賛助会員 50,000円（現行30,000円）

③ 特別会費

平成12年度は、金額・徴収方法とも現行どおりとし、統合後に特別委員会を設け、名称を含め見直すこととする。

8 役 員

名実ともに新団体とするため、役員の変更を行う。

① 現役員は辞任→各団体は新役員の候補者を推薦→5月の通常総会で改選

・・・新役員の任期は、前任者の残任期間となる。

② 統合初年度の役員候補者推薦要領

〈理 事〉 定 員 30人

・支部長は、理事候補者とする。（小出支部を含む。）18人

・各団体は、理事候補者をそれぞれ3人推薦する。（工業会は2人加算）

浄化槽協会 支部長 18人+専務理事 1人+3人(施工) = 22人
保全協会 3人
工業会 3人+2人 = 5人

(注) 新定款第12条第5項：理事のうち、同一業界は15人以上とする。

〈監事〉定員 3人

- ・各団体は、監事候補者をそれぞれ1人推薦する。

〈会長、副会長〉

- ・各団体は、副会長候補者をそれぞれ1人推薦する。
ただし、保全協会は清掃業を含め2人とする。
- ・副会長候補者の中から会長候補者を選出する。

9 事務局体制

- ① 事務局に事務局長及び事務職員1人を置き、事務局長には県のOBを充てる。
- ② 総会の同意を得て、事務局長を専務理事に選任する。
- ③ 事務量が增大するため、パート1人を採用する。

10 組織

① 支部

- ・支部運営について、当面は現行どおりとし、統合後、支部の統廃合を含め検討する。
- ・定款の支部事務所の設置規定は、削除する。

② 委員会及び部会

- ・定款には、委員会及び部会の設置規定を設けない。
- ・業務処理機関として委員会3部門、部会3部門を設ける。
- ・委員会は、理事で構成する。
- ・委員会の委員定数は、それぞれ6人とし、各部会から2人ずつ選出する。
- ・部会は、理事及び会員で構成する。
- ・部員の選任は、同業副会長又は会長に任せる。
- ・委員会及び部会の運営その他必要な事項は、別に定める。